別　紙

土浦市中心市街地活性化基本計画　新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変　更　後

1．中心市街地の活性化に関する基本的な方針
略
2．中心市街地の位置及び区域
略
3．中心市街地の活性化の目標
【1】略
【2】数値目標設定の考え方
（1）略
（2）略
（3）居住者増加による恒常的なにぎわい創出を図る視点
指標：中心市街地居住者人口割合

平成 29 年 基準値	7,496 人	5.37%
令和 5 年 推計値(ｱ)	7,184 人	
各種対策を行った場合の増加数(ｲ)(①＋②＋③)	382 人	
①まちなか住宅転用補助による居住人口増加数	52 人	
②土浦駅前北地区市有地有効活用事業による居住人口増加数	187 人	
③その他の民間開発による居住人口増加数	143 人	
④その他事業による増加要因	－	
目標値 (ｱ)＋(ｲ)	7,566 人	5.56%

●基準値：5.37% ＝中心市街地人口 7,496 人／総人口 139,653 人（H29）
↓
●目標値：5.56% ＝中心市街地人口目標値 7,566 人／総人口 136,127 人（R5）
※R5 推計人口は「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づく

（図表略）

中心市街地においては、大規模小売店舗撤退に伴う遊休地活用等による分譲マンション（2 棟）が建設され、一時的には人口増加をもたらした。しかし、過去 10 年間の傾向は 607 人の減少で、約 7.5%の減少となっており、それらを抑止していく必要がある。
このような中､一期計画では市庁舎･図書館の移転等公共施設を中心とした都市機能の集約を実施するとともに、市独自の「まちなか定住促進事業」を実施し、主に市外からの転入者の増加を図ってきた。しかし、当該補助制度を活用し、市外から転入する世帯が見られる一方で、自然減の影響などもあり、人口の減少傾向に変化は見られていない。この減少傾向は市全体においても同様であるため、単純に人口を増加させることは困難であると考える。
そのため、二期計画においては、コンパクトシティにおいて重要な本市の中心的な拠点である中心市街地への人口集約という視点を取り入れ、中心市街地居住者人口割合を目標として設定する。

《算　定》

[原単位]
略
[推計値]
略

変　更　前

1．中心市街地の活性化に関する基本的な方針
略
2．中心市街地の位置及び区域
略
3．中心市街地の活性化の目標
【1】略
【2】 数値目標設定の考え方
（1）略
（2）略
（3）居住者増加による恒常的なにぎわい創出を図る視点
指標：中心市街地居住者人口割合

平成 29 年 基準値	7,496 人	5.37%
平成 35 年 推計値(ｱ)	7,184 人	
各種対策を行った場合の増加数(ｲ)(①＋②＋③)	382 人	
①まちなか住宅転用促進補助による居住人口増加数	52 人	
②土浦駅前北地区市有地有効活用事業による居住人口増加数	187 人	
③その他の民間開発による居住人口増加数	143 人	
④その他事業による増加要因	－	
目標値 (ｱ)＋(ｲ)	7,566 人	5.56%

●基準値：5.37% ＝中心市街地人口 7,496 人／総人口 139,653 人（H29）
↓
●目標値：5.56% ＝中心市街地人口目標値 7,566 人／総人口 136,127 人（H35）
※H35 推計人口は「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づく

（図表略）

中心市街地においては、大規模小売店舗撤退に伴う遊休地活用等による分譲マンション（2 棟）が建設され、一時的には人口増加をもたらした。しかし、過去 10 年間の傾向は 607 人の減少で、約 7.5%の減少となっており、それらを抑止していく必要がある。
このような中、一期計画では市庁舎・図書館の移転等公共施設を中心とした都市機能の集約を実施するとともに、市独自の「まちなか定住促進事業」を実施し、主に市外からの転入者の増加を図ってきた。しかし、当該補助制度を活用し、市外から転入する世帯が見られる一方で、自然減の影響などもあり、人口の減少傾向に変化は見られていない。この減少傾向は市全体においても同様であるため、単純に人口を増加させることは困難であると考える。
そのため、二期計画においては、コンパクトシティにおいて重要な本市の中心的な拠点である中心市街地への人口集約という視点を取り入れ、中心市街地居住者人口割合を目標として設定する。

《算　定》

[原単位]
略
[推計値]
略

［増加要因］各種対策を行った場合の増加数　382 人（ｲ）

① まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用補助・まちなか住宅購入補助・賃貸住宅家賃補助】による居住人口増加数

増加要因としては、新たに事業化する【まちなか住宅転用補助】による増加を以下のように見込む。

・年間 5 世帯※×2.1 人/世帯×5 か年＝52 人

※ まちなか住宅転用補助については、前橋市の事例を参考に、新規事業の制度設計を行っている。

［目標値］

略

［フォローアップの考え方］

略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①略

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
（３）へ移設				
No. 2【事業名】 **土浦駅東西口照明改修事**	土浦市	霞ケ浦への玄関口となる土浦駅東口ペデストリアンデッキ等に設置されている照明の LED 化	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都	

［増加要因］各種対策を行った場合の増加数　382 人（ｲ）

① まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用促進補助・まちなか住宅購入補助・賃貸住宅家賃補助】による居住人口増加数

増加要因としては、新たに事業化する【まちなか住宅転用促進補助】による増加を以下のように見込む。

・年間 5 世帯※×2.1 人/世帯×5 か年＝52 人

※ まちなか住宅転用促進補助については、前橋市の事例を参考に、新規事業の制度設計を行っている。

［目標値］

略

［フォローアップの考え方］

略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①略

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 1【事業名】 **土浦駅前東西口エレベーター改良事業** 【内　容】 土浦駅前東西口エレベーターの改良 【実施時期】 平成 32 年度～ 34 年度	土浦市	土浦駅前東西口のエレベーターについて、エレベーターの安全性、利便性を高める整備を進めることによって、安心して移動できる歩行環境の形成を図るものである。また、土浦駅ビルのサイクリング拠点と連携し、自転車も乗せられるように改良することで、サイクリスト等の移動の円滑化を図る。 本事業は来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 32 年度～ 34 年度	
No. 2【事業名】 **土浦駅東西口照明改修事**	土浦市	霞ケ浦への玄関口となる土浦駅東口ペデストリアンデッキ等に設置されている照明の LED 化	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都	

	業 【内　容】 土浦駅東西口の導線を中心とした照明の改修 【実施時期】 令和元年度～2 年度		工事を進めることにより、明るく快適な歩行空間の形成を図るものである。 　本事業は来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度			業 【内　容】 土浦駅東西口の導線を中心とした照明の改修 【実施時期】 平成 31 年度～32 年度		工事を進めることにより、明るく快適な歩行空間の形成を図るものである。 　本事業は来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～32 年度		
	No. 3【事業名】 **亀城公園整備事業** 【内　容】 歴史的なシンボルである亀城公園の継続的な修復・管理事業 【実施時期】 令和元年度～5 年度	土浦市	良好な風致・景観を備えた歴史的な街並みのシンボルとして、また、自然とのふれあいを通した憩いの場として、市民に親しまれる公園の環境を維持するため、土浦城址計画に基づいた堀の復元や水質浄化等の管理事業を継続して行うとともに、史跡等を活かした整備を行う。 　さらに、市民等が中心となり、ソフト事業を展開することで、多くの市民や来訪者が集う場としての付加価値創造を図っていく。 　市民の憩いの場及び観光拠点として、多くの人が集い、交流する場を整備する本事業は、来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。 	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度 ※城址整備に係る支援措置			**No. 3【事業名】** **亀城公園整備事業** 【内　容】 歴史的なシンボルである亀城公園の継続的な修復・管理事業 【実施時期】 平成 31 年度～ 35 年度	土浦市	良好な風致・景観を備えた歴史的な街並みのシンボルとして、また、自然とのふれあいを通した憩いの場として、市民に親しまれる公園の環境を維持するため、土浦城址計画に基づいた堀の復元や水質浄化等の管理事業を継続して行うとともに、史跡等を活かした整備を行う。 　さらに、市民等が中心となり、ソフト事業を展開することで、多くの市民や来訪者が集う場としての付加価値創造を図っていく。 　市民の憩いの場及び観光拠点として、多くの人が集い、交流する場を整備する本事業は、来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。 	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～ 33 年度 ※城址整備に係る支援措置	
	No. 4【事業名】 **都市計画道路** **荒川沖木田余線道路整備事業** 【内　容】 都市計画道路 荒川沖木田余線 拡幅整備 ・幅員 25m ・延長 2,300m （県道部 270m）	土浦市・茨城県	荒川沖木田余線は、本市の道路ネットワーク形成のための骨格道路であり、また、中心市街地の環状道路を担う道路であるが、JR 土浦駅東側にある港橋から国道 354 号バイパスの区間がまだ 4 車線化となっていないため、ボトルネック（車線減少）になっており、慢性的な交通渋滞が発生している。そのため、道路拡幅（4 車線化）を行い、渋滞の緩和を図る。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業） ◆実施時期 令和元年度～5 年			**No. 4【事業名】** **都市計画道路** **荒川沖木田余線道路整備事業** 【内　容】 都市計画道路 荒川沖木田余線 拡幅整備 ・幅員 25m ・延長 2,300m （県道部 270m）	土浦市・茨城県	荒川沖木田余線は、本市の道路ネットワーク形成のための骨格道路であり、また、中心市街地の環状道路を担う道路であるが、JR 土浦駅東側にある港橋から国道 354 号バイパスの区間がまだ 4 車線化となっていないため、ボトルネック（車線減少）になっており、慢性的な交通渋滞が発生している。そのため、道路拡幅（4 車線化）を行い、渋滞の緩和を図る。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業）（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	

	【実施時期】 平成 26 年度～		中心市街地における交通流動を円滑に処理することで、都市機能の発展に寄与し、車利用者の走行快適性を高め、居住者やまちを利用する人を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。					【実施時期】 平成 26 年度～		中心市街地における交通流動を円滑に処理することで、都市機能の発展に寄与し、車利用者の走行快適性を高め、居住者やまちを利用する人を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。		
	No. 5【事業名】 **公共サイン整備事業** 【内　容】 観光施設等への案内誘導サインの整備 【実施時期】 平成 24 年度～	土浦市	観光施設への誘導サインや災害時の誘導板などの統一感を持たせ、来街者の回遊を高めるために公共サイン整備ガイドラインに基づき、本市の特色を持たせたサインを整備していく。 来街者の観光施設や公共施設等へのアクセス及び中心市街地の居住環境の向上に資する本事業は、来訪者や居住者を増やす事を目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度				**No. 5【事業名】** **公共サイン整備事業** 【内　容】 観光施設等への案内誘導サインの整備 【実施時期】 平成 24 年度～	土浦市	観光施設への誘導サインや災害時の誘導板などの統一感を持たせ、来街者の回遊を高めるために公共サイン整備ガイドラインに基づき、本市の特色を持たせたサインを整備していく。 来街者の観光施設や公共施設等へのアクセス及び中心市街地の居住環境の向上に資する本事業は、来訪者や居住者を増やす事を目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	
	No. 6【事業名】 **亀城モール整備事業** 【内　容】 舗装工事、植栽工事、ベンチ設置 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市	中心市街地の回遊ルートの中間に位置する、川口一丁目交差点から中央一丁目交差点北側において、亀城モール整備を行い、歩行者や自転車等の安全性を高めるとともに、快適な都市空間を形成することで、来訪者等を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度				**No. 6【事業名】** **亀城モール整備事業** 【内　容】 舗装工事、植栽工事、ベンチ設置 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市	中心市街地の回遊ルートの中間に位置する、川口一丁目交差点から中央一丁目交差点北側において、亀城モール整備を行い、歩行者や自転車等の安全性を高めるとともに、快適な都市空間を形成することで、来訪者等を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～32 年度	
	No. 7【事業名】 **バリアフリー推進事業** 【内　容】 ・国道 125 号の歩道改善 ・川口運動公園前道路の歩道改善等 【実施時期】 平成 22 年度～	土浦市・茨城県・茨城県公安委員会	バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画に基づき、国道 125 号の歩道改善や川口運動公園前道路の歩道改善等、総合的・連続的なバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者やベビーカーの利用者等、誰もが安全かつ安心して移動できる歩行者空間の実現を図るとともに、中心市街地における回遊性を高める。 高齢化が進む中心市街地において、誰もが安全かつ快適に移動できるようにする本事業は、居住者や来訪者などを増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度				**No. 7【事業名】** **バリアフリー推進事業** 【内　容】 ・国道 125 号の歩道改善 ・川口運動公園前道路の歩道改善等 【実施時期】 平成 22 年度～	土浦市・茨城県・茨城県公安委員会	バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画に基づき、国道 125 号の歩道改善や川口運動公園前道路の歩道改善等、総合的・連続的なバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者やベビーカーの利用者等、誰もが安全かつ安心して移動できる歩行者空間の実現を図るとともに、中心市街地における回遊性を高める。 高齢化が進む中心市街地において、誰もが安全かつ快適に移動できるようにする本事業は、居住者や来訪者などを増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	

	No. 8【事業名】 **かわまちづくり事業** 【内　容】 親水空間の整備 【実施時期】 平成 26 年度～令和 5 年度	土浦市等	中心市街地のまち空間と霞ケ浦や桜川などの水辺空間が融合した良好な空間形成を推進する。具体的には、水辺拠点施設の整備、遊歩道の整備による水辺回遊ネットワークの形成を進めるとともに、まちなか舟運の実施やボート体験のイベントの開催などを国・県・市・市民・地元企業・地域の学生等との協働により実施する。なお、土浦港周辺広域交流拠点整備事業は本事業の拠点地区として位置付けられている。 中心市街地に近接する水辺空間を体験（スポーツ・健康づくり）の場、自然景観を活かした癒しの場とすることにより、中心市街地の魅力を高め、にぎわいを創出する本事業は、来訪者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度				**No. 8【事業名】** **かわまちづくり事業** 【内　容】 親水空間の整備 【実施時期】 平成 26 年度～35 年度	土浦市等	中心市街地のまち空間と霞ケ浦や桜川などの水辺空間が融合した良好な空間形成を推進する。具体的には、水辺拠点施設の整備、遊歩道の整備による水辺回遊ネットワークの形成を進めるとともに、まちなか舟運の実施やボート体験のイベントの開催などを国・県・市・市民・地元企業・地域の学生等との協働により実施する。なお、土浦港周辺広域交流拠点整備事業は本事業の拠点地区として位置付けられている。 中心市街地に近接する水辺空間を体験（スポーツ・健康づくり）の場、自然景観を活かした癒しの場とすることにより、中心市街地の魅力を高め、にぎわいを創出する本事業は、来訪者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	
	No. 10【事業名】 **サイクリング事業** 【内　容】 サイクリングによる市内散策ツアーの実施、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した広域観光及び訪れやすい環境づくりの推進 【実施時期】 平成29年度～	土浦市・茨城県・その他近隣市町村	つくば霞ヶ浦りんりんロードの中心という立地を活かし、りんりんスクエア土浦や、りんりんポート土浦を整備しており、さらに、サイクリングの環境整備を進めている。また、中心市街地から伸びるサイクリングコース上に、休憩施設を整備し、民間の協力店にサイクルラックの設置を進める。 ソフト事業として、市内散策のツアーや広域的な連携のあるサイクルーズ等の事業を実施する。また、サイクリングコースやサイクリスト優待を記載したマップ等を作成するなど情報発信を行うことで、訪れやすい環境づくりを推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングの発着点として、観光客やサイクリストの誘致を図る。 本事業は来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資す	◆支援措置 防災・安全交付金（道路事業） ◆実施時期 令和 2 年度～4 年度				新規追加				

		る事業である。 	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 1【事業名】 **土浦駅前東西口エレベーター改良事業** 【内　容】 土浦駅前東西口エレベーターの改良 【実施時期】 令和２年度～ ４年度	土浦市	土浦駅前東西口のエレベーターについて、エレベーターの安全性、利便性を高める整備を進めることによって、安心して移動できる歩行環境の形成を図るものである。また、土浦駅ビルのサイクリング拠点と連携し、自転車も乗せられるように改良することで、サイクリスト等の移動の円滑化を図る。 本事業は来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和２年度～4年度	
No. 2【事業名】 **土浦駅東西口照明改修事業（再掲）** 【内　容】 土浦駅東西口の導線を中心とした照明の改修 【実施時期】 令和元年度～2年度	土浦市	霞ケ浦への玄関口となる土浦駅東口ペデストリアンデッキ等に設置されている照明のLED化工事を進めることにより、明るく快適な歩行空間の形成を図るものである。 本事業は来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施期間 令和２年度	

（３））中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
（２）②から移設				
新規追加				

	No. 3【事業名】 **亀城公園整備事業（再掲）** 【内　容】 歴史的なシンボルである亀城公園の継続的な修復・管理事業 【実施時期】 令和元年度～5年度	土浦市	良好な風致・景観を備えた歴史的な街並みのシンボルとして、また、自然とのふれあいを通した憩いの場として、市民に親しまれる公園の環境を維持するため、土浦城址計画に基づいた堀の復元や水質浄化等の管理事業を継続して行うとともに、史跡等を活かした整備を行う。 さらに、市民等が中心となり、ソフト事業を展開することで、多くの市民や来訪者が集う場としての付加価値創造を図っていく。 市民の憩いの場及び観光拠点として、多くの人が集い、交流する場を整備する本事業は、来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。 	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～3年度 ※城址整備に係る支援措置				新規追加					
	No. 4【事業名】 **都市計画道路** **荒川沖木田余線道路整備事業（再掲）** 【内　容】 都市計画道路 荒川沖木田余線 拡幅整備 ・幅員 25m ・延長 2,300m （県道部 270m） 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市･茨城県	荒川沖木田余線は、本市の道路ネットワーク形成のための骨格道路であり、また、中心市街地の環状道路を担う道路であるが、JR 土浦駅東側にある港橋から国道 354 号バイパスの区間がまだ 4 車線化となっていないため、ボトルネック（車線減少）になっており、慢性的な交通渋滞が発生している。そのため、道路拡幅（4 車線化）を行い、渋滞の緩和を図る。 中心市街地における交通流動を円滑に処理することで、都市機能の発展に寄与し、車利用者の走行快適性を高め、居住者やまちを利用する人を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5年度				新規追加					

	No. 5【事業名】 **公共サイン整備事業（再掲）** 【内　容】 観光施設等への案内誘導サインの整備 【実施時期】 平成 24 年度～	土浦市	観光施設への誘導サインや災害時の誘導板などの統一感を持たせ、来街者の回遊を高めるために公共サイン整備ガイドラインに基づき、本市の特色を持たせたサインを整備していく。 来街者の観光施設や公共施設等へのアクセス及び中心市街地の居住環境の向上に資する本事業は、来訪者や居住者を増やす事を目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5 年度			新規追加					
	No. 6【事業名】 亀城モール整備事業（再掲） 【内　容】 舗装工事、植栽工事、ベンチ設置 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市	中心市街地の回遊ルートの中間に位置する、川口一丁目交差点から中央一丁目交差点北側において、亀城モール整備を行い、歩行者や自転車等の安全性を高めるとともに、快適な都市空間を形成することで、来訪者等を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度			新規追加					
	No. 7【事業名】 **バリアフリー推進事業（再掲）** 【内　容】 ・国道 125 号の歩道改善 ・川口運動公園前道路の歩道改善等 【実施時期】 平成 22 年度～	土浦市・茨城県・茨城県公安委員会	バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画に基づき、国道 125 号の歩道改善や川口運動公園前道路の歩道改善等、総合的・連続的なバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者やベビーカーの利用者等、誰もが安全かつ安心して移動できる歩行者空間の実現を図るとともに、中心市街地における回遊性を高める。 高齢化が進む中心市街地において、誰もが安全かつ快適に移動できるようにする本事業は、居住者や来訪者などを増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5 年度			新規追加					
	No. 8【事業名】 **かわまちづくり事業（再掲）** 【内　容】 親水空間の整備 【実施時期】	土浦市等	中心市街地のまち空間と霞ケ浦や桜川などの水辺空間が融合した良好な空間形成を推進する。具体的には、水辺拠点施設の整備、遊歩道の整備による水辺回遊ネットワークの形成を進めるとともに、まちなか舟運の	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5			新規追加					

	平成 26 年度～令和 5 年度		実施やボート体験のイベントの開催などを国・県・市・市民・地元企業・地域の学生等との協働により実施する。なお、土浦港周辺広域交流拠点整備事業は本事業の拠点地区として位置付けられている。 　中心市街地に近接する水辺空間を体験（スポーツ・健康づくり）の場、自然景観を活かした癒しの場とすることにより、中心市街地の魅力を高め、にぎわいを創出する本事業は、来訪者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	年度									
	No. 9【事業名】協働のまちづくりファンド事業 略	略	略	略				**No. 9【事業名】協働のまちづくりファンド事業** 略	略	略	略		
	No. 10【事業名】 **サイクリング事業**（再掲） **【内　容】** サイクリングによる市内散策ツアーの実施、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した広域観光及び訪れやすい環境づくりの推進 【実施時期】 平成29年度～	土浦市･茨城県･その他近隣市町村	つくば霞ヶ浦りんりんロードの中心という立地を活かし、りんりんスクエア土浦や、りんりんポート土浦を整備しており、さらに、サイクリングの環境整備を進めている。また、中心市街地から伸びるサイクリングコース上に、休憩施設を整備し、民間の協力店にサイクルラックの設置を進める。 ソフト事業として、市内散策のツアーや広域的な連携のあるサイクルーズ等の事業を実施する。また、サイクリングコースやサイクリスト優待を記載したマップ等を作成するなど情報発信を行うことで、訪れやすい環境づくりを推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングの発着点として、観光客やサイクリストの誘致を図る。 本事業は来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 **図表略**	◆支援措置 地方創生交付金 ◆実施時期 令和元年度～令和 2 年度				**No. 10【事業名】** **サイクリング事業** **【内　容】** サイクリングによる市内散策ツアーの実施、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した広域観光及び訪れやすい環境づくりの推進 【実施時期】 平成29年度～	土浦市･茨城県･その他近隣市町村	つくば霞ヶ浦りんりんロードの中心という立地を活かし、りんりんスクエア土浦や、りんりんポート土浦を整備しており、さらに、サイクリングの環境整備を進めている。また、中心市街地から伸びるサイクリングコース上に、休憩施設を整備し、民間の協力店にサイクルラックの設置を進める。 ソフト事業として、市内散策のツアーや広域的な連携のあるサイクルーズ等の事業を実施する。また、サイクリングコースやサイクリスト優待を記載したマップ等を作成するなど情報発信を行うことで、訪れやすい環境づくりを推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングの発着点として、観光客やサイクリストの誘致を図る。 本事業は来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 図表略	◆支援措置 地方創生交付金 ◆実施時期 平成 31 年度～平成 32 年度	

（４）略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①略
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 17【事業名】 **（仮称）まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用促進補助】** 【内容】 業務系から住居系への転用等に対する補助 【実施時期】 令和元年度～5年度	土浦市	業務系ビル等を住居系に転用する場合など，一定額の支援を行うことにより、中心市街地内における住宅の供給を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とすることを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度	
No. 18【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか住宅購入補助】** 【内　容】 中心市街地へ定住を促進するため、住宅購入者への補助を行う 【実施時期】 令和元年度～5 年度	土浦市	市外から中心市街地エリア内へ住み替える新婚世帯または子育て世帯等に対し、戸建住宅や分譲型共同住宅等の取得にあたって、一定額の支援を行うことにより、中心市街地内への居住を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度	
No. 19【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助】** 【内　容】 中心市街地へ定住を促進するための家賃補助を行	土浦市	市外から中心市街地エリア内の民間賃貸住宅へ住み替える新婚世帯または子育て世帯等へ一定期間家賃の一部を支援することにより、中心市街地内への居住を促進する。 本事業は、中心市街地の定住	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」）	

（４）略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①略
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 17【事業名】 **（仮称）まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用促進補助】** 【内容】 業務系から住居系への転用等に対する補助 【実施時期】 平成31年度～平成35年度	土浦市	業務系ビル等を住居系に転用する場合など，一定額の支援を行うことにより、中心市街地内における住宅の供給を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とすることを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～平成 35 年度	
No. 18【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか住宅購入補助】** 【内　容】 中心市街地へ定住を促進するため、住宅購入者への補助を行う 【実施時期】 平成 31 年度～35 年度	土浦市	市外から中心市街地エリア内へ住み替える新婚世帯または子育て世帯等に対し、戸建住宅や分譲型共同住宅等の取得にあたって、一定額の支援を行うことにより、中心市街地内への居住を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	
No. 19【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助】** 【内　容】 中心市街地へ定住を促進するための家賃補助を行	土浦市	市外から中心市街地エリア内の民間賃貸住宅へ住み替える新婚世帯または子育て世帯等へ一定期間家賃の一部を支援することにより、中心市街地内への居住を促進する。 本事業は、中心市街地の定住	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」）	

う 【実施時期】 平成 26 年度～令和 5 年度		人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆実施時期 令和元年度	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 17【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用補助】（再掲）** 【内容】 業務系から住居系への転用等に対する補助 【実施時期】 令和元年度～5年度	土浦市	業務系ビル等を住居系に転用する場合など，一定額の支援を行うことにより、中心市街地内における住宅の供給を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とすることを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5 年度	
No. 18【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか住宅購入補助】（再掲）** 【内　容】 中心市街地へ定住を促進するため、住宅購入者への補助を行う 【実施時期】 令和元年度～5 年度	土浦市	市外から中心市街地エリア内へ住み替える新婚世帯または子育て世帯等に対し、戸建住宅や分譲型共同住宅等の取得にあたって、一定額の支援を行うことにより、中心市街地内への居住を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5 年度	
No. 19【事業名】 **まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助】（再掲）** 【内　容】 中心市街地へ定住を促進するための家賃補助を行う	土浦市	市外から中心市街地エリア内の民間賃貸住宅へ住み替える新婚世帯または子育て世帯等へ一定期間家賃の一部を支援することにより、中心市街地内への居住を促進する。 本事業は、中心市街地の定住人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5 年度	

う 【実施時期】 平成 26 年度～35 年度		人口の増加を図り、まちに活力とにぎわいを創出することを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				
新規追加				
新規追加				

【実施時期】 平成 26 年度～令和 5 年度		的とする中心市街地の活性化に資する事業である。		
No. 20【事業名】 **生きがい対応型デイサービス事業**	略	略	略	
No. 21【事業名】 **結婚新生活支援事業**	略	略	略	

（4）略

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
［1］略
［2］具体的事業の内容
（1）略
（2）①略
（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 10【事業名】 **サイクリング事業（再掲）** **【内　容】** サイクリングによる市内散策ツアーの実施、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した広域観光及び訪れやすい環境づくりの推進 【実施時期】 平成29年度～	土浦市・茨城県・その他近隣市町村	つくば霞ヶ浦りんりんロードの中心という立地を活かし、りんりんスクエア土浦や、りんりんポート土浦を整備しており、さらに、サイクリングの環境整備を進めている。また、中心市街地から伸びるサイクリングコース上に、休憩施設を整備し、民間の協力店にサイクルラックの設置を進める。 ソフト事業として、市内散策のツアーや広域的な連携のあるサイクルーズ等の事業を実施する。また、サイクリングコースやサイクリスト優待を記載したマップ等を作成するなど情報発信を行うことで、訪れやすい環境づくりを推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングの発着点として、観光客やサイクリストの誘致を図る。 本事業は来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 防災・安全交付金（道路事業） ◆実施時期 令和 2 年度～4 年度	

No. 20【事業名】 **生きがい対応型デイサービス事業**	略	略	略	
No. 21【事業名】 **結婚新生活支援事業**	略	略	略	

（4）略

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
［1］略
［2］具体的事業の内容
（1）略
（2）①略
（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

No. 42【事業名】 **土浦市中心市街地開業支援事業** 【内　容】 中心市街地の空き店舗に開業する事業者に対する賃貸料の一部補助、土浦商工会議所や金融機関との連携による創業支援 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市・土浦商工会議所・地元金融機関	中心市街地の空き店舗へ新たに開業する事業者に対し、改装費の一部若しくは家賃の一部を支援することにより空き店舗の解消と新たな雇用創出を目指す。（土浦商工会議所において経営相談や創業支援の情報提供等を行う。また、金融機関との連携により、出店希望者に対し相談窓口を設けるなど創業支援サービスを提供する。） 商店街の形成を図る本事業は、まちに来る人やまちで働く人の増加に寄与することで、まちなかのにぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度	
No. 43【事業名】 **（仮称）土浦歴史探訪 AR 活用事業** 【内　容】 AR（拡張現実）を用いた旧市街のまちなみ再現 【実施時期】 令和元年度～	土浦市	土浦駅から亀城公園までの昔の風景と現在の風景を、スマートフォン等を用いて、比較しながら歩き回れるような AR アプリを作成する。 中心市街地の魅力を発信するとともに、まちなかの回遊性向上と歩行者交通量増加に寄与する本事業は、来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 （※AR=Augmented Reality）	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 令和元年度	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 10【事業名】 **サイクリング事業（再掲）** **【内　容】** サイクリングによる市内散策ツアーの実施、つくば	土浦市・茨城県・その他近隣市町村	つくば霞ヶ浦りんりんロードの中心という立地を活かし、りんりんスクエア土浦や、りんりんポート土浦を整備しており、さらに、サイクリングの環境整	◆支援措置 地方創生交付金 ◆実施時期 令和元年度～2	

No. 42【事業名】 **土浦市中心市街地開業支援事業** 【内　容】 中心市街地の空き店舗に開業する事業者に対する賃貸料の一部補助、土浦商工会議所や金融機関との連携による創業支援 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市・土浦商工会議所・地元金融機関	中心市街地の空き店舗へ新たに開業する事業者に対し、＿＿＿＿＿＿＿＿家賃の一部を支援することにより空き店舗の解消と新たな雇用創出を目指す。（土浦商工会議所において経営相談や創業支援の情報提供等を行う。また、金融機関との連携により、出店希望者に対し相談窓口を設けるなど創業支援サービスを提供する。） 商店街の形成を図る本事業は、まちに来る人やまちで働く人の増加に寄与することで、まちなかのにぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	
No. 43【事業名】 **（仮称）土浦歴史探訪 AR 活用事業** 【内　容】 AR（拡張現実）を用いた旧市街のまちなみ再現 【実施時期】 平成 31 年度～	土浦市	土浦駅から亀城公園までの昔の風景と現在の風景を、スマートフォン等を用いて、比較しながら歩き回れるような AR アプリを作成する。 中心市街地の魅力を発信するとともに、まちなかの回遊性向上と歩行者交通量増加に寄与する本事業は、来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 （※AR=Augmented Reality）	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業「土浦市中心市街地地区」） ◆実施時期 平成 31 年度～35 年度	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 10【事業名】 **サイクリング事業（再掲）** **【内　容】** サイクリングによる市内散策ツアーの実施、つくば	土浦市・茨城県・その他近隣市町村	つくば霞ヶ浦りんりんロードの中心という立地を活かし、りんりんスクエア土浦や、りんりんポート土浦を整備しており、さらに、サイクリングの環境整	◆支援措置 地方創生交付金 ◆実施時期 平成 31 年度～	

	霞ヶ浦りんりんロードを活用した広域観光及び訪れやすい環境づくりの推進 【実施時期】 平成29年度～		備を進めている。また、中心市街地から伸びるサイクリングコース上に、休憩施設を整備し、民間の協力店にサイクルラックの設置を進める。 ソフト事業として、市内散策のツアーや広域的な連携のあるサイクルーズ等の事業を実施する。また、サイクリングコースやサイクリスト優待を記載したマップ等を作成するなど情報発信を行うことで、訪れやすい環境づくりを推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングの発着点として、観光客やサイクリストの誘致を図る。 本事業は来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 図表略	年度			霞ヶ浦りんりんロードを活用した広域観光及び訪れやすい環境づくりの推進 【実施時期】 平成29年度～		備を進めている。また、中心市街地から伸びるサイクリングコース上に、休憩施設を整備し、民間の協力店にサイクルラックの設置を進める。 ソフト事業として、市内散策のツアーや広域的な連携のあるサイクルーズ等の事業を実施する。また、サイクリングコースやサイクリスト優待を記載したマップ等を作成するなど情報発信を行うことで、訪れやすい環境づくりを推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングの発着点として、観光客やサイクリストの誘致を図る。 本事業は来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 図表略	平成 32 年度		
	No. 42【事業名】 **土浦市中心市街地開業支援事業（再掲）** 【内　容】 中心市街地の空き店舗に開業する事業者に対する賃貸料の一部補助、土浦商工会議所や金融機関との連携による創業支援 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市・土浦商工会議所・地元金融機関	中心市街地の空き店舗へ新たに開業する事業者に対し、改装費の一部若しくは家賃の一部を支援することにより空き店舗の解消と新たな雇用創出を目指す。（土浦商工会議所において経営相談や創業支援の情報提供等を行う。また、金融機関との連携により、出店希望者に対し相談窓口を設けるなど創業支援サービスを提供する。） 商店街の形成を図る本事業は、まちに来る人やまちで働く人の増加に寄与することで、まちなかのにぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～令和 5 年度			新規追加					
	No. 43【事業名】 **（仮称）土浦歴史探訪 AR 活用事業（再掲）** 【内　容】 AR（拡張現実）を用いた旧市街のまちなみ再現 【実施時期】	土浦市	土浦駅から亀城公園までの昔の風景と現在の風景を、スマートフォン等を用いて、比較しながら歩き回れるような AR アプリを作成する。 中心市街地の魅力を発信するとともに、まちなかの回遊性向	◆支援措置 都市構造再編集中支援事業（土浦市中心市街地地区） ◆実施時期 令和 2 年度～5			新規追加					

令和元年度～		上と歩行者交通量増加に寄与する本事業は、来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。 （※AR=Augmented Reality）	年度	

（４）略

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略
◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

（４）略

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略
◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

土浦市中心市街地活性化基本計画　事業位置図

2. 土浦駅東西口照明改修事業
5. 公共サイン整備事業
7. バリアフリー推進事業
8. かわまちづくり事業
9. 協働のまちづくりファンド事業
11. 大和町北地区まちづくり推進事業
12. 中央一丁目地区まちづくり事業
13. 土浦駅東口周辺第1地区まちづくり事業
14. 景観計画誘導事業

16. 都市福利施設立地促進事業

17. まちなか定住促進事業
【まちなか住宅転用補助】
18. まちなか定住促進事業
【まちなか住宅購入補助】
19. まちなか定住促進事業
【まちなか賃貸住宅家賃補助】
20. 生きがい対応型デイサービス事業
21. 結婚新生活支援事業
23. シティプロモーション推進事業
24. 高齢者向け住宅整備誘導事業
25. 治安向上対策事業
26. 防災対策事業

27. 学祭TSUCHIURA開催事業
28. まちなか交流ステーション事業
29. 食のまちづくり事業
30. 観光帆曳船運航事業
31. レンタサイクル運営事業
32. まちなか元気市開催事業
33. 産業祭開催事業
34. 土浦桜まつり事業
35. 土浦キララまつり事業
36. 土浦全国花火競技大会事業
37. ウィンターフェスティバル事業
38. かすみがうらマラソン開催事業
39. 土浦薪能開催事業
40. 観光情報発信事業
41. 土浦の恵みマーケット
42. 土浦市中心市街地開業支援事業
45. 土浦ひなまつり事業
46. 土浦まちなか賑わい彩り・鯉のぼり事業
47. 中心市街地シャッターアート事業
48. 中心市街地新規出店者育成支援事業
49. 土浦繁盛記事業
50. 市民によるまちなか活性化事業
52. 水質浄化環境学習事業
53. 温泉スタンド事業
54. 誰でも楽しもう霞ヶ浦事業
55. いきいき茨城ゆめ国体推進事業
56. かすみがうらマラソン「ランナーズヴィレッジ」
57. 障がい者社会参加活動支援事業
59. 観光ボランティアガイド事業
60.（仮称）まちなか商い体験学習事業
64. 空き店舗・低未利用地活用推進事業
65. ジオパーク推進事業

66. 公共交通特定事業
67. まちづくり活性化バス運行支援事業
68. 高齢者移送サービス利用助成事業
69. 土浦市重度障害者福祉タクシー料金助成事業
70. まちづくり活性化バス利用促進事業

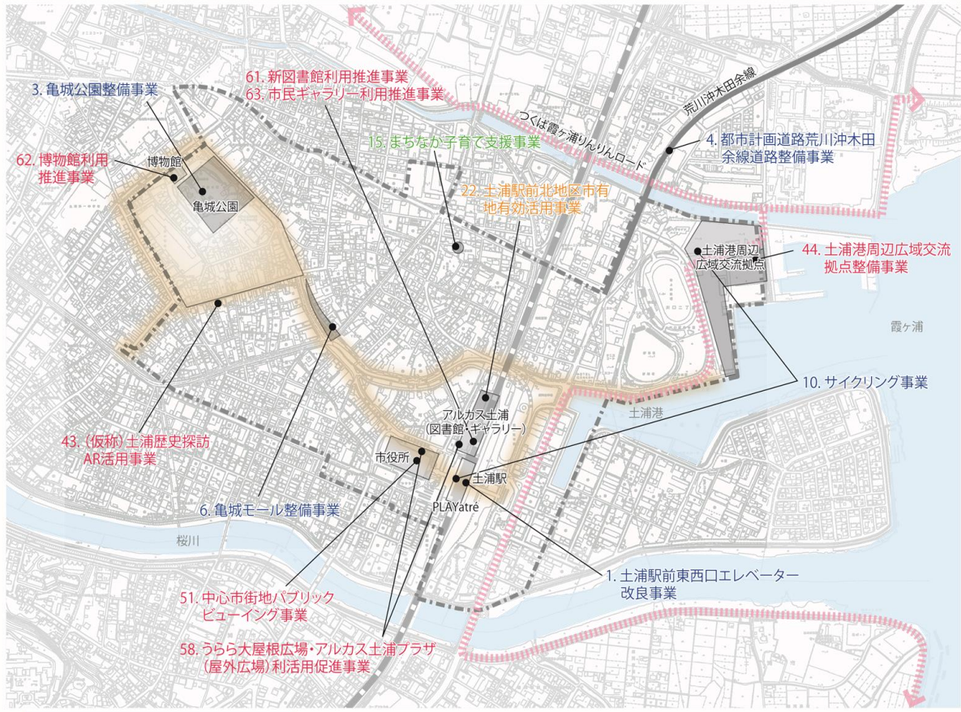

凡　例
【市街地を整備改善するための事業】
【都市福利施設を整備するための事業】
【街なか居住を推進するための事業】
【経済活力向上のための事業】
【一体的に推進する事業】

中心市街地地区（約119ha）

0　100　200　500　1000m

土浦市中心市街地活性化基本計画　事業位置図

2. 土浦駅東西口照明改修事業
5. 公共サイン整備事業
7. バリアフリー推進事業
8. かわまちづくり事業
9. 協働のまちづくりファンド事業
11. 大和町北地区まちづくり推進事業
12. 中央一丁目地区まちづくり事業
13. 土浦駅東口周辺第1地区まちづくり事業
14. 景観計画誘導事業

16. 都市福利施設立地促進事業

17. （仮称）まちなか定住促進事業
【まちなか住宅転用促進補助】
18. まちなか定住促進事業
【まちなか住宅購入補助】
19. まちなか定住促進事業
【まちなか賃貸住宅家賃補助】
20. 生きがい対応型デイサービス事業
21. 結婚新生活支援事業
23. シティプロモーション推進事業
24. 高齢者向け住宅整備誘導事業
25. 治安向上対策事業
26. 防災対策事業

27. 学祭TSUCHIURA開催事業
28. まちなか交流ステーション事業
29. 食のまちづくり事業
30. 観光帆曳船運航事業
31. レンタサイクル運営事業
32. まちなか元気市開催事業
33. 産業祭開催事業
34. 土浦桜まつり事業
35. 土浦キララまつり事業
36. 土浦全国花火競技大会事業
37. ウィンターフェスティバル事業
38. かすみがうらマラソン開催事業
39. 土浦薪能開催事業
40. 観光情報発信事業
41. 土浦の恵みマーケット
42. 土浦市中心市街地開業支援事業
45. 土浦ひなまつり事業
46. 土浦まちなか賑わい彩り・鯉のぼり事業
47. 中心市街地シャッターアート事業
48. 中心市街地新規出店者育成支援事業
49. 土浦繁盛記事業
50. 市民によるまちなか活性化事業
52. 水質浄化環境学習事業
53. 温泉スタンド事業
54. 誰でも楽しもう霞ヶ浦事業
55. いきいき茨城ゆめ国体推進事業
56. かすみがうらマラソン「ランナーズヴィレッジ」
57. 障がい者社会参加活動支援事業
59. 観光ボランティアガイド事業
60.（仮称）まちなか商い体験学習事業
64. 空き店舗・低未利用地活用推進事業
65. ジオパーク推進事業

66. 公共交通特定事業
67. まちづくり活性化バス運行支援事業
68. 高齢者移送サービス利用助成事業
69. 土浦市重度障害者福祉タクシー料金助成事業
70. まちづくり活性化バス利用促進事業

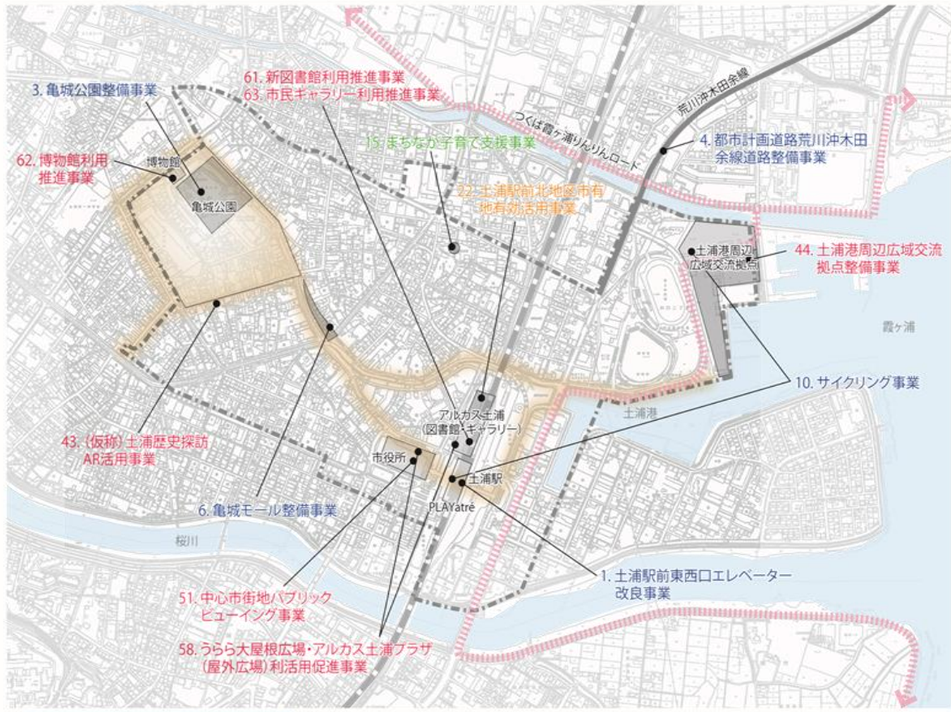

凡　例
【市街地を整備改善するための事業】
【都市福利施設を整備するための事業】
【街なか居住を推進するための事業】
【経済活力向上のための事業】
【一体的に推進する事業】

中心市街地地区（約119ha）

0　100　200　500　1000m

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

１．土浦市における庁内の推進体制

［１］市町村の推進体制の整備等

（１）まちづくり推進室の設置

本市では、平成 13 年 4 月、産業部商工観光課に「中心市街地対策室」を設置し、平成 22 年度から中心市街地活性化基本計画の策定作業を行ってきたが、平成 24 年 4 月 1 日の機構改革に伴い、都市整備部都市計画課に「まちづくり推進室」を新設し、中心市街地活性化基本計画策定事務を移管した。平成 29 年 4 月 1 日の機構改革により、都市産業部都市計画課まちづくり推進室となった。

（２）土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議

新たに二期計画を策定するにあたり、「土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を補佐し、市の組織を挙げて市街地再生・活性化に向けた取組において、市関係部局の積極的かつ主体的な関与が図れるよう、副市長、部局長、関係課長で構成される「土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議」を開催し、一期計画のフォローアップと併せて、二期計画の素案作成及びこれに伴う重要施策の調整に関する協議を行っている。

【土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議構成員】

副市長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、都市産業部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、財政課長、広報広聴課長、総務課長、管財課長、市民活動課長、生活安全課長、環境保全課長、障害福祉課長、こども福祉課長、こども相談課長、高齢福祉課長、商工観光課長、農林水産課長、都市計画課長、道路管理課長、道路建設課長、公園街路課長、文化生涯学習課長、スポーツ振興課長、消防総務課長

【土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議の活動経緯】

年	月日	会議名	内　容
平成 30 年	4 月 16 日	平成 30 年度第 1 回庁内推進会議	・現計画の進捗状況について ・二期計画について
平成 30 年	6 月 21 日	平成 30 年度第 2 回庁内推進会議	・二期計画の方針について ・活性化の目標と推進事業について
平成 30 年	7 月 20 日	平成 30 年度第 3 回庁内推進会議	・二期計画（素案）について ・パブリック･コメントについて
平成 30 年	10 月 24 日	平成 30 年度第 4 回庁内推進会議	・パブリック･コメントの実施結果について ・二期計画（案）について
平成 31 年	4 月 16 日	平成 31 年度第 1 回庁内推進会議	・二期計画の認定について（報告） ・一期計画の進捗状況について ・一期計画の最終フォローアップについて
令和 2 年	4 月 16 日	令和 2 年第 1 回庁内推進会議	・二期計画の進捗状況について ・二期計画の定期フォローアップについて ・二期計画の変更について

２．略

３．略

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

１．土浦市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 8 月設立）及び幹事会

略

（１）　略

（２）　土浦市中心市街地活性化協議会幹事会

略

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

１．土浦市における庁内の推進体制

［１］市町村の推進体制の整備等

（１）まちづくり推進室の設置

本市では、平成 13 年 4 月、産業部商工観光課に「中心市街地対策室」を設置し、平成 22 年度から中心市街地活性化基本計画の策定作業を行ってきたが、平成 24 年 4 月 1 日の機構改革に伴い、都市整備部都市計画課に「まちづくり推進室」を新設し、中心市街地活性化基本計画策定事務を移管した。平成 29 年 4 月 1 日の機構改革により、都市産業部都市計画課まちづくり推進室となり、平成 30 年 4 月 1 日からは 5 名体制となっている。

（２）土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議

新たに二期計画を策定するにあたり、「土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を補佐し、市の組織を挙げて市街地再生・活性化に向けた取組において、市関係部局の積極的かつ主体的な関与が図れるよう、副市長、8 部局長、関係課長 20 名で構成される「土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議」を開催し、一期計画のフォローアップと併せて、二期計画の素案作成及びこれに伴う重要施策の調整に関する協議を行っている。

【土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議構成員】

副市長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、都市産業部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、財政課長、広報広聴課長、総務課長、管財課長、市民活動課長、生活安全課長、環境保全課長、障害福祉課長、こども福祉課長、　　高齢福祉課長、商工観光課長、農林水産課長、都市計画課長、道路課長、　　公園街路課長、文化生涯学習課長、スポーツ振興課長、国体推進課長、消防総務課長

【土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議の活動経緯】

年	月日	会議名	内　容
平成 30 年	4 月 16 日	平成 30 年度第 1 回庁内推進会議	・現計画の進捗状況について ・二期計画について
平成 30 年	6 月 21 日	平成 30 年度第 2 回庁内推進会議	・二期計画の方針について ・活性化の目標と推進事業について
平成 30 年	7 月 20 日	平成 30 年度第 3 回庁内推進会議	・二期計画（素案）について ・パブリック･コメントについて
平成 30 年	10 月 24 日	平成 30 年度第 4 回庁内推進会議	・パブリック･コメントの実施結果について ・二期計画（案）について
新規追加			
新規追加			

２．略

３．略

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

１．土浦市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 8 月設立）及び幹事会

略

（４）　略

（５）　土浦市中心市街地活性化協議会幹事会

略

【土浦市中心市街地活性化協議会　幹事会名簿】

略

【土浦市中心市街地活性化協議会及び同幹事会の活動経緯】

年	月日	会議名	内　　容
平成 24 年	8 月 6 日	第 1 回土浦市中心市街地活性化協議会（設立総会）	・中心市街地活性化協議会について ・中心市街地活性化基本計画概要について
平成 24 年	10 月 22 日	第 1 回中活協議会幹事会	・幹事会について ・基本計画関連事業について
平成 24 年	11 月 21 日	第 2 回中活協議会幹事会	・中心市街地活性化基本計画について ・第 2 回中心市街地活性化協議会について
平成 24 年	12 月 25 日	第 3 回中活協議会幹事会	・中心市街地活性化基本計画について ・第 2 回協議会提出議案について
平成 25 年	1 月 16 日	第 2 回土浦市中心市街地活性化協議会	・中心市街地活性化施策の現状と課題
平成 25 年	5 月 9 日	第 4 回中活協議会幹事会	・中心市街地活性化基本計画について ・第 3 回協議会提出議案について
平成 25 年	5 月 23 日	第 3 回土浦市中心市街地活性化協議会	・まちなかグランドデザインの拠点別開発イメージ ・新計画の基本的な方針及び目標 ・新計画の部門別事業の内容
平成 25 年	6 月 24 日	第 4 回土浦市中心市街地活性化協議会	・新計画の主要事業 「土浦市新庁舎整備事業について」
平成 25 年	7 月 25 日	第 5 回土浦市中心市街地活性化協議会	・新計画の主要事業 「土浦駅前北地区再開発事業について」
平成 25 年	8 月 20 日	第 5 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 6 回協議会提出議案について
平成 25 年	9 月 19 日	第 6 回土浦市中心市街地活性化協議会	・中心市街地活性化基本計画(案)について ・新計画の主要事業 「土浦駅周辺整備事業について」
平成 25 年	10 月 21 日	第 7 回土浦市中心市街地活性化協議会	・空き店舗対策事業について ・協議会意見書（案）について
平成 25 年	12 月 16 日	第 8 回土浦市中心市街地活性化協議会	・中心市街地活性化基本計画(案)について ・協議会意見書（案）について
平成 26 年	1 月 16 日	第 6 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・組織体制について[部会] ・今後のスケジュールについて
平成 26 年	4 月 21 日	第 9 回土浦市中心市街地活性化協議会	・計画認定についての報告 ・講演
平成 26 年	7 月 28 日	第 10 回土浦市中心市街地活性化協議会	・進捗状況について
平成 27 年	2 月 23 日	第 11 回土浦市中心市街地活性化協議会	・筑波大学生による土浦まちづくり提案 ・講演
平成 27 年	5 月 13 日	第 7 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 12 回協議会について
平成 27 年	5 月 18 日	第 12 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 26 年度進捗状況について

【土浦市中心市街地活性化協議会　幹事会名簿】

略

【土浦市中心市街地活性化協議会及び同幹事会の活動経緯】

年	月日	会議名	内　　容
平成 24 年	8 月 6 日	第 1 回土浦市中心市街地活性化協議会（設立総会）	・中心市街地活性化協議会について ・中心市街地活性化基本計画概要について
平成 24 年	10 月 22 日	第 1 回中活協議会幹事会	・幹事会について ・基本計画関連事業について
平成 24 年	11 月 21 日	第 2 回中活協議会幹事会	・中心市街地活性化基本計画について ・第 2 回中心市街地活性化協議会について
平成 24 年	12 月 25 日	第 3 回中活協議会幹事会	・中心市街地活性化基本計画について ・第 2 回協議会提出議案について
平成 25 年	1 月 16 日	第 2 回土浦市中心市街地活性化協議会	・中心市街地活性化施策の現状と課題
平成 25 年	5 月 9 日	第 4 回中活協議会幹事会	・中心市街地活性化基本計画について ・第 3 回協議会提出議案について
平成 25 年	5 月 23 日	第 3 回土浦市中心市街地活性化協議会	・まちなかグランドデザインの拠点別開発イメージ ・新計画の基本的な方針及び目標 ・新計画の部門別事業の内容
平成 25 年	6 月 24 日	第 4 回土浦市中心市街地活性化協議会	・新計画の主要事業 「土浦市新庁舎整備事業について」
平成 25 年	7 月 25 日	第 5 回土浦市中心市街地活性化協議会	・新計画の主要事業 「土浦駅前北地区再開発事業について」
平成 25 年	8 月 20 日	第 5 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 6 回協議会提出議案について
平成 25 年	9 月 19 日	第 6 回土浦市中心市街地活性化協議会	・中心市街地活性化基本計画(案)について ・新計画の主要事業 「土浦駅周辺整備事業について」
平成 25 年	10 月 21 日	第 7 回土浦市中心市街地活性化協議会	・空き店舗対策事業について ・協議会意見書（案）について
平成 25 年	12 月 16 日	第 8 回土浦市中心市街地活性化協議会	・中心市街地活性化基本計画(案)について ・協議会意見書（案）について
平成 26 年	1 月 16 日	第 6 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・組織体制について[部会] ・今後のスケジュールについて
平成 26 年	4 月 21 日	第 9 回土浦市中心市街地活性化協議会	・計画認定についての報告 ・講演
平成 26 年	7 月 28 日	第 10 回土浦市中心市街地活性化協議会	・進捗状況について
平成 27 年	2 月 23 日	第 11 回土浦市中心市街地活性化協議会	・筑波大学生による土浦まちづくり提案 ・講演
平成 27 年	5 月 13 日	第 7 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 12 回協議会について
平成 27 年	5 月 18 日	第 12 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 26 年度進捗状況について

平成 28 年	4 月 26 日	第 8 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 13 回協議会について
平成 28 年	5 月 12 日	第 13 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 27 年度進捗状況について
平成 28 年	10 月 6 日	第 9 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年	3 月 31 日	第 14 回土浦市中心市街地活性化協議会	・土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について（報告） ・土浦港周辺広域交流拠点基本計画の策定について（報告）
平成 29 年	4 月 28 日	第 10 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 15 回協議会について
平成 29 年	5 月 8 日	第 15 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 28 年度進捗状況について ・土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年	2 月 13 日	第 11 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 16 回協議会について
平成 30 年	2 月 26 日	第 16 回土浦市中心市街地活性化協議会	・（仮称）桜町三丁目横丁テナントミックス事業について
平成 30 年	4 月 24 日	第 12 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 17 回協議会について
平成 30 年	5 月 10 日	第 17 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 29 年度進捗状況について ・二期計画の策定について
平成 30 年	8 月 22 日	第 13 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 18 回協議会について
平成 30 年	8 月 29 日	第 18 回土浦市中心市街地活性化協議会	・二期計画（案）について ・パブリック･コメントの実施について
平成 30 年	11 月 9 日	第 14 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 19 回協議会について
平成 30 年	11 月 19 日	第 19 回土浦市中心市街地活性化協議会	・二期計画（案）について ・協議会意見書（案）について
平成 31 年	4 月 24 日	第 15 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 20 回協議会について
令和元年	5 月 9 日	第 20 回土浦市中心市街地活性化協議会	・二期計画の認定について（報告） ・平成 30 年度進捗状況について ・一期計画の最終フォローアップについて
令和 2 年	5 月 15 日	第 21 回土浦市中心市街地活性化協議会	・二期計画の進捗状況について ・二期計画の定期フォローアップについて ・二期計画の変更について

（３） 略

【３】略

２．略

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

【１】～【３】略

【４】 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に向けて行う事業として、本基本計画に掲載している事業は以下のとおりである。

平成 28 年	4 月 26 日	第 8 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 13 回協議会について
平成 28 年	5 月 12 日	第 13 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 27 年度進捗状況について
平成 28 年	10 月 6 日	第 9 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年	3 月 31 日	第 14 回土浦市中心市街地活性化協議会	・土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について（報告） ・土浦港周辺広域交流拠点基本計画の策定について（報告）
平成 29 年	4 月 28 日	第 10 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 15 回協議会について
平成 29 年	5 月 8 日	第 15 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 28 年度進捗状況について ・土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年	2 月 13 日	第 11 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 16 回協議会について
平成 30 年	2 月 26 日	第 16 回土浦市中心市街地活性化協議会	・（仮称）桜町三丁目横丁テナントミックス事業について
平成 30 年	4 月 24 日	第 12 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 17 回協議会について
平成 30 年	5 月 10 日	第 17 回土浦市中心市街地活性化協議会	・平成 29 年度進捗状況について ・二期計画の策定について
平成 30 年	8 月 22 日	第 13 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 18 回協議会について
平成 30 年	8 月 29 日	第 18 回土浦市中心市街地活性化協議会	・二期計画（案）について ・パブリック･コメントの実施について
平成 30 年	11 月 9 日	第 14 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	・第 19 回協議会について
平成 30 年	11 月 19 日	第 19 回土浦市中心市街地活性化協議会	・二期計画（案）について ・協議会意見書（案）について
新規追加			
新規追加			
新規追加			

（３）略

【３】略

２．略

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

【１】～【３】略

【４】 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に向けて行う事業として、本基本計画に掲載している事業は以下のとおりである。

【市街地を整備改善するための事業】 No. 1 土浦駅前東西口エレベーター改良事業 No. 2 土浦駅東西口照明改修事業 No. 3 亀城公園整備事業 No. 4 都市計画道路荒川沖木田余線道路整備事業 No. 5 公共サイン整備事業 No. 6 亀城モール整備事業 No. 7 バリアフリー推進事業 No. 8 かわまちづくり事業 No. 9 協働のまちづくりファンド事業 No.10 サイクリング事業 No.11 大和町北地区まちづくり推進事業 No.12 中央一丁目地区まちづくり事業 No.13 土浦駅東口周辺第１地区まちづくり事業 No.14 景観計画誘導事業 **【都市福利施設を整備するための事業】** No.15 まちなか子育て支援事業 No.16 都市福利施設立地促進事業 **【街なか居住を推進するための事業】** No.17 まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用補助】 No.18 まちなか定住促進事業【まちなか住宅購入補助】 No.19 まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助】 No.20 生きがい対応型デイサービス事業 No.21 結婚新生活支援事業 No.22 土浦駅前北地区市有地有効活用事業 No.23 シティプロモーション推進事業 No.24 高齢者向け住宅整備誘導事業 No.25 治安向上対策事業 No.26 防災対策事業 **【経済活力向上のための事業】** No.27 学祭 TSUCHIURA 開催事業 No.28 まちなか交流ステーション事業 No.29 食のまちづくり事業 No.30 観光帆曳船運航事業 No.31 レンタサイクル運営事業 No.32 まちなか元気市開催事業 No.33 産業祭開催事業 No.34 土浦桜まつり事業 No.35 土浦キララまつり事業 No.36 土浦全国花火競技大会事業 No.37 ウィンターフェスティバル事業 No.38 かすみがうらマラソン開催事業 No.39 土浦薪能開催事業	**【市街地を整備改善するための事業】** No. 1 土浦駅前東西口エレベーター改良事業 No. 2 土浦駅東西口照明改修事業 No. 3 亀城公園整備事業 No. 4 都市計画道路荒川沖木田余線道路整備事業 No. 5 公共サイン整備事業 No. 6 亀城モール整備事業 No. 7 バリアフリー推進事業 No. 8 かわまちづくり事業 No. 9 協働のまちづくりファンド事業 No.10 サイクリング事業 No.11 大和町北地区まちづくり推進事業 No.12 中央一丁目地区まちづくり事業 No.13 土浦駅東口周辺第１地区まちづくり事業 No.14 景観計画誘導事業 **【都市福利施設を整備するための事業】** No.15 まちなか子育て支援事業 No.16 都市福利施設立地促進事業 **【街なか居住を推進するための事業】** No.17 （仮称）まちなか定住促進事業【まちなか住宅転用促進補助】 No.18 まちなか定住促進事業【まちなか住宅購入補助】 No.19 まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助】 No.20 生きがい対応型デイサービス事業 No.21 結婚新生活支援事業 No.22 土浦駅前北地区市有地有効活用事業 No.23 シティプロモーション推進事業 No.24 高齢者向け住宅整備誘導事業 No.25 治安向上対策事業 No.26 防災対策事業 **【経済活力向上のための事業】** No.27 学祭 TSUCHIURA 開催事業 No.28 まちなか交流ステーション事業 No.29 食のまちづくり事業 No.30 観光帆曳船運航事業 No.31 レンタサイクル運営事業 No.32 まちなか元気市開催事業 No.33 産業祭開催事業 No.34 土浦桜まつり事業 No.35 土浦キララまつり事業 No.36 土浦全国花火競技大会事業 No.37 ウィンターフェスティバル事業 No.38 かすみがうらマラソン開催事業 No.39 土浦薪能開催事業

№40 観光情報発信事業 №41 土浦の恵みマーケット №42 土浦市中心市街地開業支援事業 №43 （仮称）土浦歴史探訪 AR 活用事業 №44 土浦港周辺広域交流拠点整備事業 №45 土浦ひなまつり事業 №46 土浦まちなか賑わい彩り・鯉のぼり事業 №47 中心市街地商店街シャッターアート事業 №48 中心市街地新規出店者育成支援事業 №49 土浦繁盛記事業 №50 市民によるまちなか活性化事業 №51 中心市街地パブリックビューイング事業 №52 水質浄化環境学習事業 №53 温泉スタンド事業 №54 誰でも楽しもう霞ヶ浦事業 №55 いきいき茨城ゆめ国体推進事業 №56 かすみがうらマラソン「ランナーズヴィレッジ」 №57 障がい者社会参加活動支援事業 №58 うらら大屋根広場・アルカス土浦プラザ（屋外広場）利活用促進事業 №59 観光ボランティアガイド事業 №60 （仮称）まちなか商い体験学習事業 №61 新図書館利用推進事業 №62 博物館利用推進事業 №63 市民ギャラリー利用推進事業 №64 空き店舗・低未利用地活用推進事業 №65 ジオパーク推進事業 **【４から７までの事業及び措置と一体的に推進する事業】** №66 公共交通特定事業 №67 まちづくり活性化バス運行支援事業 №68 高齢者移送サービス利用助成事業 №69 土浦市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業 №70 まちづくり活性化バス利用促進事業 １１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略 １２．認定基準に適合していることの説明 略 「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。	№40 観光情報発信事業 №41 土浦の恵みマーケット №42 土浦市中心市街地開業支援事業 №43 （仮称）土浦歴史探訪 AR 活用事業 №44 土浦港周辺広域交流拠点整備事業 №45 土浦ひなまつり事業 №46 土浦まちなか賑わい彩り・鯉のぼり事業 №47 中心市街地商店街シャッターアート事業 №48 中心市街地新規出店者育成支援事業 №49 土浦繁盛記事業 №50 市民によるまちなか活性化事業 №51 中心市街地パブリックビューイング事業 №52 水質浄化環境学習事業 №53 温泉スタンド事業 №54 誰でも楽しもう霞ヶ浦事業 №55 いきいき茨城ゆめ国体推進事業 №56 かすみがうらマラソン「ランナーズヴィレッジ」 №57 障がい者社会参加活動支援事業 №58 うらら大屋根広場・アルカス土浦プラザ（屋外広場）利活用促進事業 №59 観光ボランティアガイド事業 №60 （仮称）まちなか商い体験学習事業 №61 新図書館利用推進事業 №62 博物館利用推進事業 №63 市民ギャラリー利用推進事業 №64 空き店舗・低未利用地活用推進事業 №65 ジオパーク推進事業 **【４から７までの事業及び措置と一体的に推進する事業】** №66 公共交通特定事業 №67 まちづくり活性化バス運行支援事業 №68 高齢者移送サービス利用助成事業 №69 土浦市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業 №70 まちづくり活性化バス利用促進事業 １１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略 １２．認定基準に適合していることの説明 略 改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所 ○計画期間 P1 １．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

	P9 ２．中心市街地の位置及び区域　（略） ３．中心市街地の活性化の目標 P93、P98～P102 ４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項　（略） ５．都市福利施設を整備する事業に関する事項 P111 ６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 P115～P116 ７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 P120～P125、P127、P131～P132、P134 ８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 P136 ９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項　（略） １０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　（略） １１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項 P168 １２．認定基準に適合していることの説明　（略）